

# **電子処方箋の仕組みの構築 (論点ごとの主なご意見と方向性)**

令和 2 年 1 1 月 6 日

### <主なご意見>

- ・開発、運営主体については、電子処方箋が具体的にどのような仕組みになるか、必要とされる機能や費用等を踏まえ判断するべきであり、判断材料もなしに決めることはできない。
- ・オンライン資格確認等システムを基盤とする仕組みであり、支払基金や国保中央会が有力な候補と理解しており、両方で協力して進めて欲しい。
- ・オンライン資格確認システムの基盤を使うという意味は、具体的にどの部分を使用するというのか早急に整理してほしい。
- ・処方箋の電子化に一体どういうメリットがあるのか、入念に考えておかないと、投資に見合う価値があるのか検討して欲しい。
- ・処方箋の電子化が進めばオンライン服薬指導が行われるというわけではなく、センシティブな問題なので表現に気をつけて欲しい。
- ・紙の処方箋と比較し、電子処方箋では真正性がより確実なものになる。

### <検討の方向性>

- ・オンライン資格確認等システムを基盤とすることにより、オンライン請求ネットワークのほか、当該システムで管理されるマスタデータ（医療機関、医薬品等）を活用することができ、効率的なシステム構築が可能と考えるが、様々な論点を整理したうえで、どこが運営を担うのかについて整理を行う。
- ・オンライン資格確認等システムを基盤とする電子処方箋のメリットについて、①紙の処方箋が無くなることによるメリット、②処方内容を電子化することによるメリット、③電子化した処方情報を共有することによるメリット、④オンライン資格確認等システムを活用するメリット等に分け整理する。また、電子処方箋でなければ実現しないものと、電子処方箋によりその実現が効果的に進むもの等について検討を進める。

リアルタイムで情報を共有し、重複投薬の回避にも資する仕組みとすることについて

## <主なご意見>

- ・処方箋を電子化したことがそのまま重複投薬の防止になるわけではなく、突き合わせるシステムが必要であり、その点に留意すべき。

## <検討の方向性>

- ・患者の同意を得たうえで他の医療機関や薬局の処方／調剤情報を閲覧できることとする。
- ・電子化された（複数の）処方情報をリアルタイムで共有し、飲み合わせ確認や適正服薬の指導、実効性のある重複投薬防止等（多剤等による有害事象の防止等）に活用できる仕組みとする。
- ・紙の処方箋にも設けられている備考欄を電子処方箋でも活用して、検査値や病名など、医師が必要と判断した情報が書き込めるような機能を付加する。
- ・他の医療機関や薬局の処方／調剤情報を閲覧するだけでなく、重複投薬や相互作用等について、チェックを行いアラートを発する機能を付加することとする。
- ・マイナポータルにおいて、レセプトの薬剤情報とあわせてリアルタイムの処方／調剤情報を確認できることとする。
- ・API連携により民間の電子版お薬手帳に情報がダウンロードできる仕組みを構築する。

# 電子処方箋に関する検討の場の整理

## 健康・医療・介護情報 利活用検討会

電子処方箋の目指すべき方向性についてご意見を頂く。

- ・運用スキームの全体骨格（運営主体等）
- ・データヘルス改革の全体像との整合性

（参考：健康・医療・介護情報の利活用に向けた検討課題に関する意見の整理（抜粋））

### 意見の整理とそれを踏まえた今後の方向

- 電子処方箋については、全国で利用できるものとし、患者の利便性向上とともに、重複投薬の回避、医療機関・薬局の負担軽減にも資する仕組みとする。
- リアルタイムで情報を共有する仕組みとして、全国的に医療機関と薬局を結ぶオンライン資格確認等システムのネットワークの活用を検討することとする。
- 処方箋の真正性確保のあり方について検討することとする。

## 医薬・生活衛生局における検討 （調査研究）

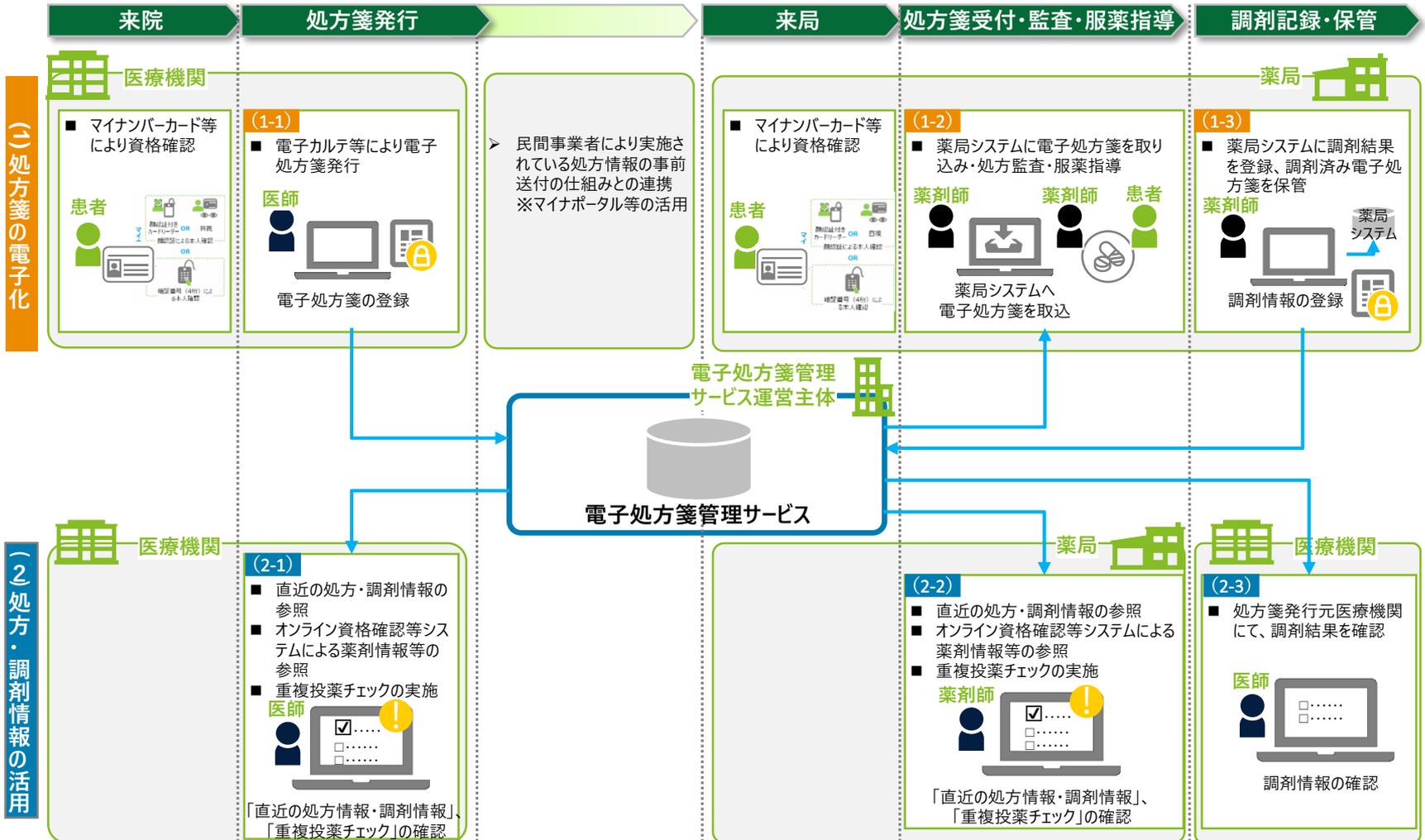
令和3年度に予定しているシステム改修の内容に直結する論点について検討を進める。

- ・具体的なシステム（保有する機能）の整理
- ・電子処方箋運用の各場面ごと（処方箋交付時等）の詳細論点の整理。

報告

意見の反映

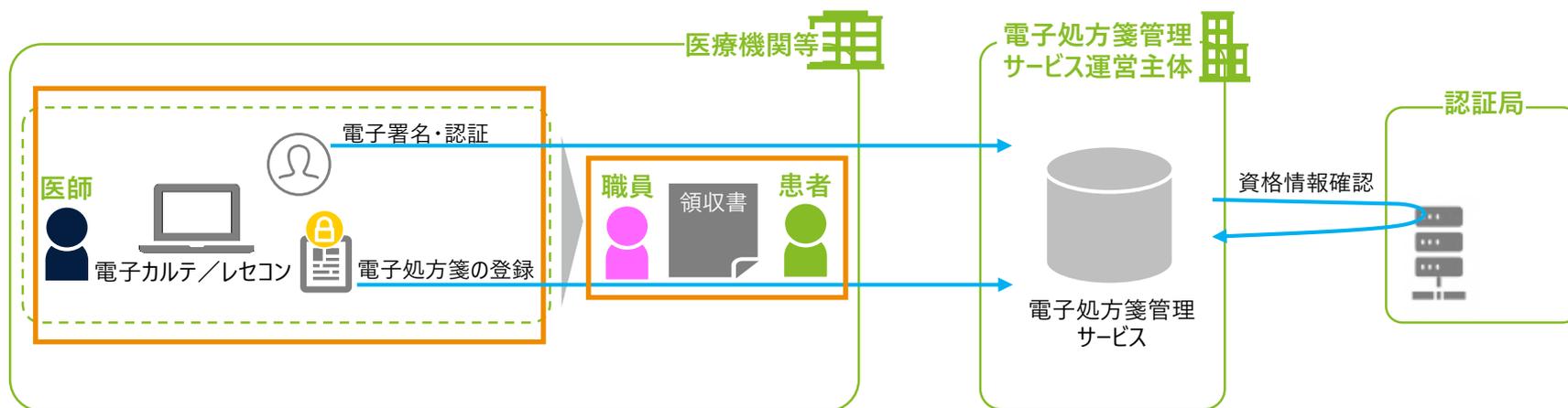
# 運用全体イメージ



## 【医療機関】

## (1-1) 処方箋発行（案）

## 電子処方箋発行（来院）



- 医師は電子カルテ等より処方内容を入力し、電子署名・認証により真正性を確保し、電子処方箋管理サービスへ登録する。
- 既存のHPKIの仕組みを活用する場合の論点整理を進めるとともに、HPKIの課題も踏まえ、他の方法による真正性確保策について並行して検討を進める。
- 患者が紙の処方箋を希望した場合は、紙で処方箋（原本）を発行できる仕組みとし、紙で処方箋を発行する場合も、処方／調剤情報を共有する目的から、処方／調剤情報を電子処方箋管理サービスに電磁的に提供する仕組みとする。
- 医療機関が電子処方箋を電子処方箋管理サービスに登録する際、マイナンバーカードを有さない患者への対応について検討する。
- 処方内容の事前送付については、既に民間事業者により実施されている例もあるため、連携できる仕組みを検討する。

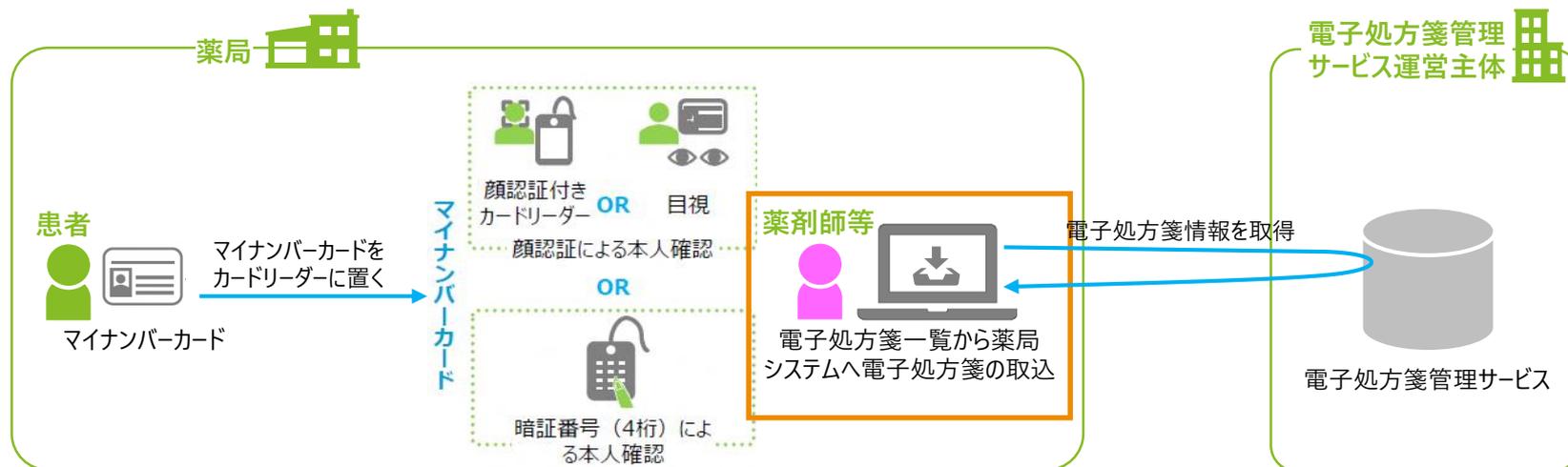
## メリット

- 紙の処方箋の印刷に要するコストが削減される。
- 処方箋の偽造や再利用を防止できる。
- 患者が薬局に持参する紙の処方箋が不要になる。
- マイナポータルを活用して直近の処方情報やレセプトの薬剤情報をトータルで一元的に確認することができる。

# 【薬局】

## (1-2) 処方箋受付 (案)

### 処方箋受付



- 患者が本人確認を行った後、薬剤師は電子処方箋管理サービスから電子処方箋を薬局システムへ取り込む。
- 薬局が電子処方箋を電子処方箋管理サービスから取得する際に、マイナンバーカードを有さない患者への対応について検討する。
- 本人以外が来局する場合について、オンライン資格確認等システムにおける運用を踏まえて検討する。

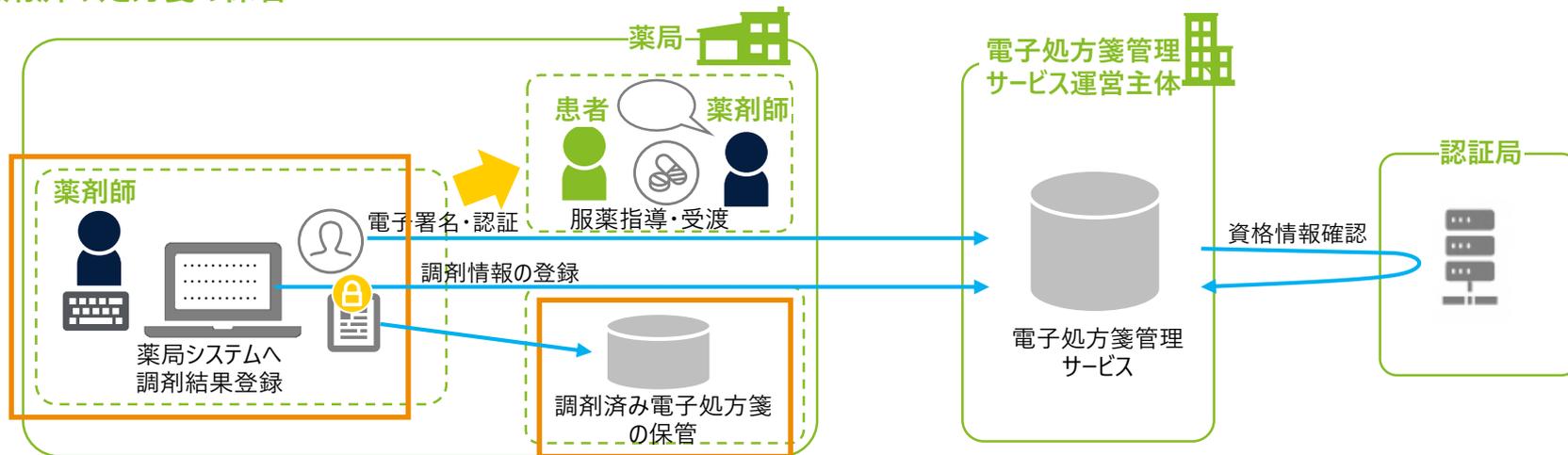
#### メリット

- 調剤に関する入力等の労務が軽減され、誤入力防止される。

## 【薬局】

## (1-3) 調剤済み処方箋の保管 (案)

## 調剤済み処方箋の保管



- 薬剤師が薬局システムで調剤結果を登録し、電子署名・認証により真正性の確保を行い、電子処方箋管理サービスへ調剤情報を登録する。
- 調剤済み電子処方箋（原本）については、薬局内のシステムに保管される。
- データとしての処方情報・調剤情報は、保存期間の間、電子処方箋管理サービスに保存される。

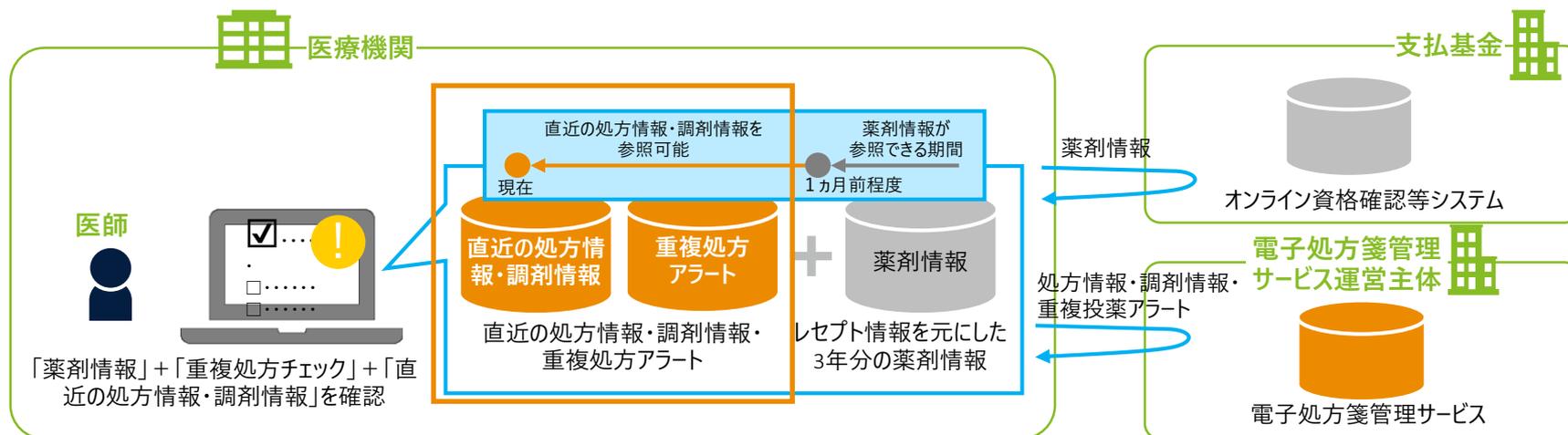
## メリット

- 調剤済みの紙の処方箋の保管スペース等を削減できる

## 【医療機関】

## (2-1) 処方入力 (直近の処方・調剤情報の参照・重複投薬チェック) (案)

## 処方入力



- 患者の同意を得たうえで他の医療機関や薬局の処方／調剤情報を閲覧できることとする。
- 電子化された（複数の）処方情報をリアルタイムで共有し、飲み合わせ確認や適正服薬の指導、実効性のある重複投薬防止等（多剤等による有害事象の防止等）に活用できる仕組みとする。
- リアルタイムの処方情報と過去の薬剤情報等を活用して、効果的な健康管理や疾病管理に資する仕組みとする。
- 調剤を終えた過去の処方情報等の閲覧については、オンライン資格確認等システムの薬剤情報閲覧と同様に、マイナンバーカードによる同意に限ることとし、オンライン資格確認等システムにおける資格確認時に併せて同意を得ることとする。
- 他の医療機関や薬局の処方／調剤情報を閲覧するだけでなく、重複投薬や相互作用等について、チェックを行いアラートを発する機能を付加する。
- 紙の処方箋にも設けられている備考欄を電子処方箋でも活用して、検査値や病名など、医師が必要と判断した情報が書き込めるような機能を付加する。

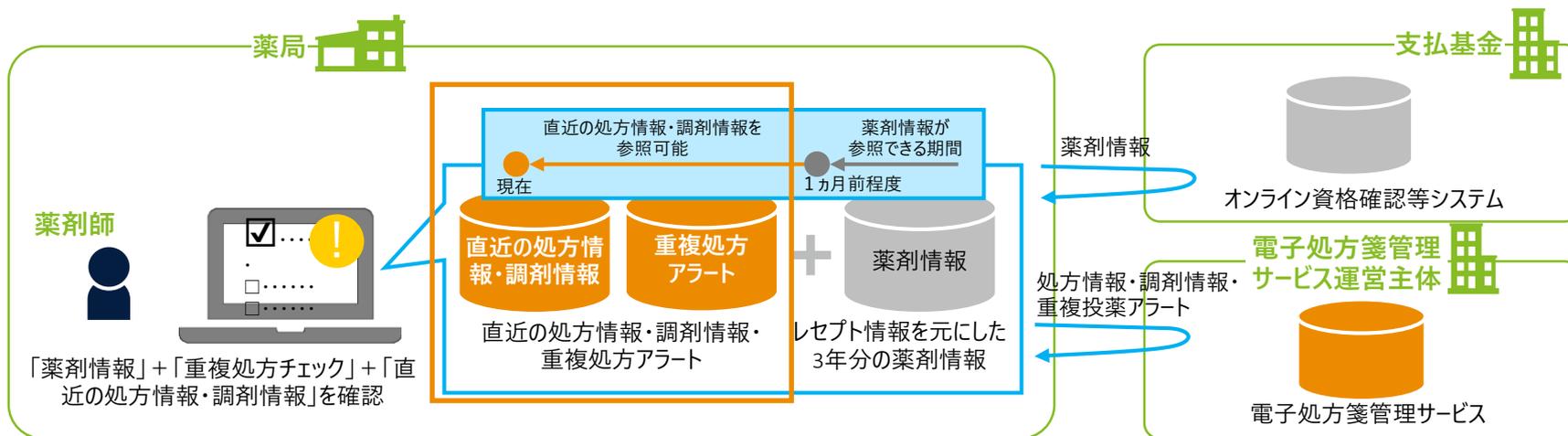
## メリット

- 複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、**実効性のある重複投薬防止等が可能**となる
- **疑義照会や調剤情報の確認等の負担が軽減**される
- 直近の処方情報とともに、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報等をもとに、**より質の高い医療の提供に資**することができる。
- **他医療機関・薬局の処方・調剤情報を踏まえ、安全・安心な処方・調剤を受ける**ことができる

# 【薬局】

## (2-2) 処方監査（直近の処方・調剤情報の参照・重複投薬チェックの実施）（案）

### 処方監査



- 患者の同意を得たうえで他の医療機関や薬局の処方／調剤情報を閲覧できることとする。
- 電子化された（複数の）処方情報をリアルタイムで共有し、飲み合わせ確認や適正服薬の指導、実効性のある重複投薬防止等（多剤等による有害事象の防止等）に活用できる仕組みとする。
- リアルタイムの処方情報と過去の薬剤情報等を活用して、効果的な健康管理や疾病管理に資する仕組みとする。
- 調剤を終えた過去の処方情報等の閲覧については、オンライン資格確認等システムの薬剤情報閲覧と同様に、マイナンバーカードによる同意に限ることとし、オンライン資格確認等システムにおける資格確認時に併せて同意を得ることとする。
- 他の医療機関や薬局の処方／調剤情報を閲覧するだけでなく、重複投薬や相互作用等について、チェックを行いアラートを発する機能を付加することとする。
- アラートが発せられた場合や薬剤の専門家の視点による疑義が生じた場合に、疑義照会等を効果的に行うための仕組みやルールを検討する。

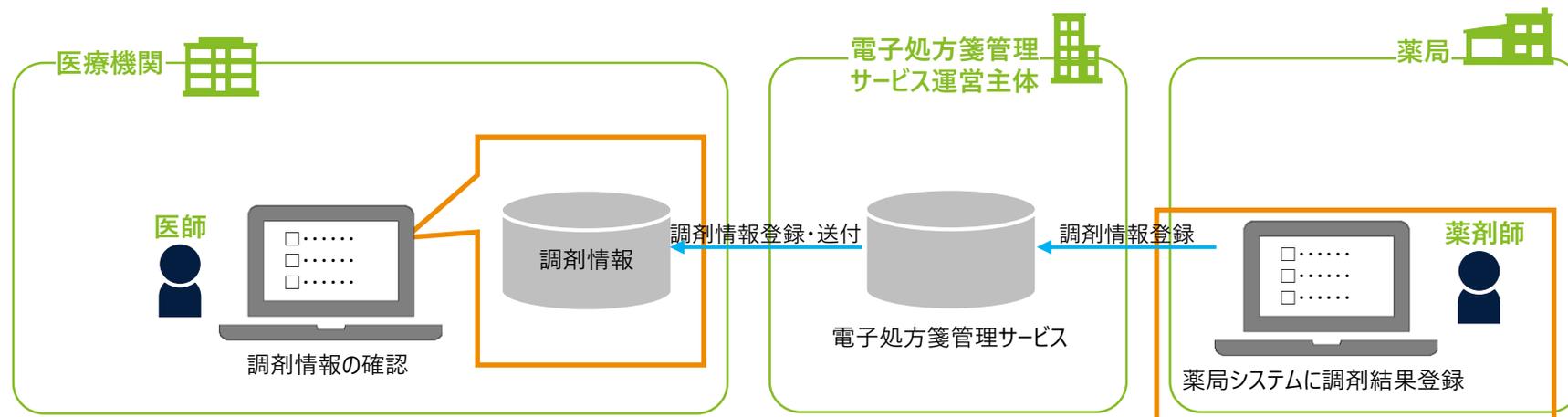
#### メリット

- 複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、**実効性のある重複投薬防止等が可能**となる
- **疑義照会や調剤情報の確認等の負担が軽減**される
- 直近の処方情報とともに、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報等をもとに、**より質の高い医療の提供に資**することができる。
- **他医療機関・薬局の処方・調剤情報を踏まえ、安全・安心な処方・調剤を受けることができる**

## 【医療機関】

## (2-3) 調剤情報の伝達 (案)

## 調剤情報の伝達



- 調剤結果を薬局が電子処方箋管理サービスに登録した場合に、処方箋発行医療機関が改めて患者本人の同意等を必要とせず調剤結果情報を入手できる仕組みを検討する。

## メリット

- 薬局の調剤業務の結果を医療機関に戻すことで、次の処方情報の作成の参考にするという情報の有効利用が可能となる
- 医療機関への処方内容の照会の結果等の伝達や、先発品から後発品に調剤を変更した際の伝達がより容易になる
- 医療機関と薬局の情報共有が進み、患者にとってより適切な薬学的管理が可能になる

# 【患者】

## (3-1) マイナポータルによる処方・調剤情報の参照 (案)

### マイナポータルによる処方情報・調剤情報の参照

現状



### 電子処方箋導入



※医療関係者等の意見も聞きながら、連続性がある形で閲覧できるよう、システム上の連携や画面を工夫する

- マイナポータルにおいて、レセプトの薬剤情報とあわせてリアルタイムの処方／調剤情報を確認できることとする。
- オンライン資格確認等システムで閲覧が可能となる薬剤情報等やマイナポータルで閲覧可能な情報と効果的に連携して、公衆衛生の向上や国民の健康増進に資する仕組みとする。
- オンライン資格確認等システムでレセプトの薬剤情報が見れるようになる間までを、基本的な保存期間とする。

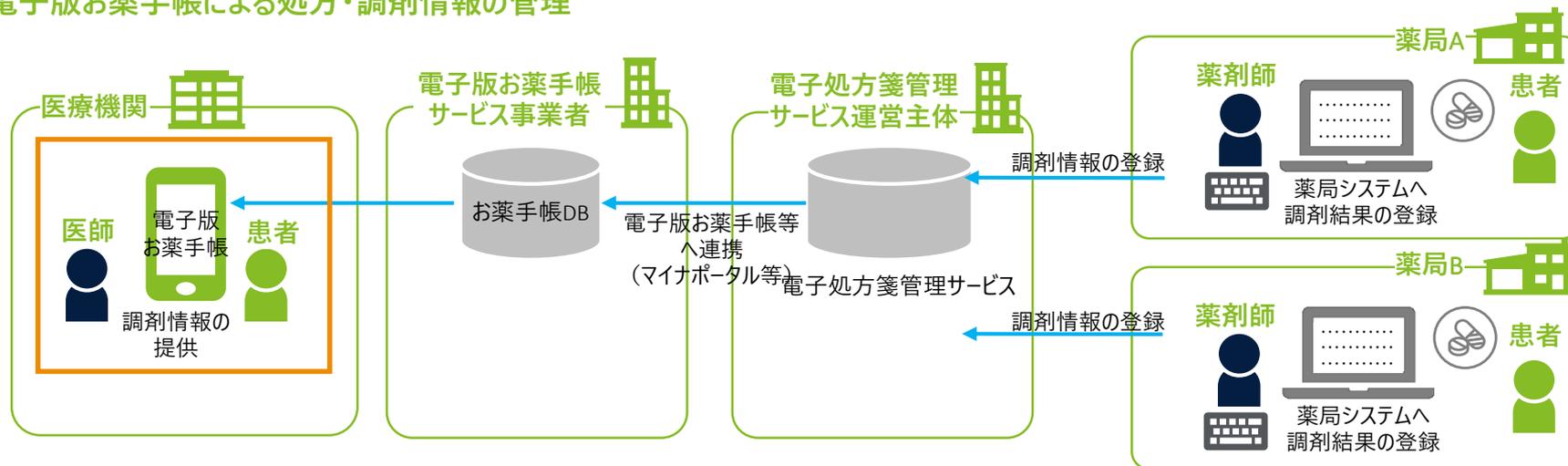
### メリット

- 患者自らが実際に調剤された情報を電子的に保存・蓄積し、服薬情報の履歴を管理できる

## 【患者】

### (3-2) 電子版お薬手帳による処方・調剤情報の管理 (案)

#### 電子版お薬手帳による処方・調剤情報の管理



- API連携により民間の電子版お薬手帳に情報がダウンロードできる仕組みを構築する。

#### メリット

- 直近の処方情報や過去の薬剤情報をトータルで一元的に確認することができ、必要に応じて医療機関、薬局等から各種のサービスを受けることができる。

# 電子処方箋システムを導入することによるメリットについて（考えられる案）

## 紙の処方箋が無くなることによるメリット

- ・ 紙の処方箋の偽造や再利用の防止
- ・ 紙の処方箋の印刷に係るコストの削減
- ・ 調剤された薬剤を受け取る際に、紙の処方箋の持参が不要になる。
- ・ 遠隔診療の際、処方箋の原本を電子的に受け取ることが可能となる
- ・ 紙の処方箋の保管スペース等を削減できる。

## 処方内容を電子化することによるメリット

- ・ 薬局から医療機関への処方内容の照会の結果等の伝達や、先発品から後発品に調剤を変更した際の伝達がより容易になり、医療機関でも患者情報のシステムへの反映が容易になる。
- ・ 調剤に関する入力等の労務が軽減され、誤入力等が防止される。
- ・ 処方情報の事前送付をより簡便に行うことができようになり、待ち時間の短縮が期待される。

## 電子化した処方情報を共有することによるメリット

- ・ 医療機関と薬局の情報共有が進み、患者にとってより適切な薬学的管理が可能になる。
- ・ 複数の医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、実効性のある重複投薬防止等が可能となる
- ・ 直近の処方情報とともに、オンライン資格確認等システムから入手できる薬剤情報等をもとに、より質の高い医療の提供に資することができる。
- ・ 患者自らが直近の処方情報や過去の薬剤情報をトータルで一元的に確認することができ、服薬情報の履歴を管理できるとともに、必要に応じて医療機関、薬局等から各種のサービスを受けることができる。

（出典）電子処方箋の運用ガイドライン（第2版）等により作成